



平成30年度第3回 一橋大学政策フォーラム

食の安全をいかに守るか

—行政法・消費者保護法・刑事法からの政策提言—



研究科長挨拶

食の安全と法の役割を議論



一橋大学大学院法学研究科長 只野雅人氏

「食の安全をいかに守るか」

生命や健康に関わる「食の安全」。経済のグローバル化に伴い、食の安全に対する意識は一段と高まっている。発生すれば大きな影響を与える食品事故をいかに防ぎ、責任をどう負うか。一橋大学は9月24日、東京・千代田の一橋講堂でこうした問題を考えるフォーラムを開催。第一線の研究者が法学の立場から活発に議論した。

多分野からの総合的法制が必要

パネルディスカッション・セッションI

行政法の立場からの政策提言

田中 行政法の立場からリスク分析、食品防衛、食品表示に関する課題・提言を述べてほしい。

下山 日本ではリスク評価と管理を分ける分離型を採用しているが、評価を行う専門家の中立的な立場については外部からの監視が重要。食品安全委員会は独自の調査研究機能を強化する必要がある。

高橋 食品防衛は米国テロ事件後に食品安全強化法等によって確立。意図的混入防止のために食品防衛計画の作成義務等がある。日本国内では食品安全は公益性、防衛は公益性という見解がある。日本でも将来は生産工程管理の視点に意図的混入を含める対策の検討が必要。

田中 食品表示に関しては主要な法律が7つあり、規制の重複が見られる。例えば原産地表示については、条文上、消費者の健康よりも生産者の経済的利益が重要な法益と位置づけられており、見直しが必要だ。

高橋 原子力規制委員会では出向したら省庁に属しないノリターン・ルールがある。食品のリスク管理でも導入できるのではないかと。

下山 原子力と食品には違いもあるが、更なる組織改革の中でノリターン・ルールは有効だろう。農水省の規制と推進の分離の状況は検証が必要だ。

田中 行政と民間、地方と国の役割分担はどうか。

高橋 食品市場は巨大で監視コストは大きい。民間認証を利用すべきだ。地方の負担増も課題になる。

下山 食のグローバル化対応は主に国の役割だが、地域特性を活かす国内基準も重要だ。

田中 食品防衛ではどうか。

高橋 制度強化が難しい現時点では事業者の自主的取り組みに頼る部分が多い。民間の取り組みに加えて国の規制・介入は今後の課題として検討すべき。

高橋 食品防衛は米国テロ事件後に食品安全強化法等によって確立。意図的混入防止のために食品防衛計画の作成義務等がある。日本国内では食品安全は公益性、防衛は公益性という見解がある。日本でも将来は生産工程管理の視点に意図的混入を含める対策の検討が必要。

田中 食品表示に関しては主要な法律が7つあり、規制の重複が見られる。例えば原産地表示については、条文上、消費者の健康よりも生産者の経済的利益が重要な法益と位置づけられており、見直しが必要だ。

高橋 原子力と食品には違いもあるが、更なる組織改革の中でノリターン・ルールは有効だろう。農水省の規制と推進の分離の状況は検証が必要だ。

田中 行政と民間、地方と国の役割分担はどうか。

高橋 食品市場は巨大で監視コストは大きい。民間認証を利用すべきだ。地方の負担増も課題になる。

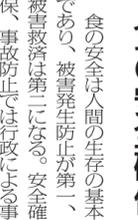
下山 食のグローバル化対応は主に国の役割だが、地域特性を活かす国内基準も重要だ。

田中 食品防衛ではどうか。

高橋 制度強化が難しい現時点では事業者の自主的取り組みに頼る部分が多い。民間の取り組みに加えて国の規制・介入は今後の課題として検討すべき。

基調講演I

食品安全法制の現状と課題



食の安全は人間の生存の基本であり、被害発生防止が第一。被害救済は第二になる。安全確保、事故防止は行政による事前規制、直接禁止が大事で、さらには行政による懲罰や刑事罰を通じての阻害防止、適格賠償者団体による適宜行為の差止めが求められる。

戦後日本の食品安全行政は1947年の食品衛生法制定から始まった。2003年に食品安全基本法が制定され、09年には輸入冷凍ヨーグルト事件、食品偽装表示事件を機に消費者庁設置・消費者安全法制定。そして本年、食品衛生法が大幅改正となった。

食品安全基本法の基本理念は、第一に国民の健康保護。さらに食品供給工程の各段階における適切な措置、国民の健康への悪影響の未然防止がある。リスク管理については厚労省、農水省、環境省、消費者庁の4省庁が分担し管轄。この「やくせり」窒息死事件では、このように管轄は厚労省だが、消費者安全法を背景に消費者庁が強い要請を行った例がある。15年施行の食品表示法では、安全性確保のための表示、原産地表示等の自主的・合理的選択確保のための表示を義務づけている。本年の食品衛生法改正では、広域的な食中毒事案への対策強化、国際的な安全設置・消費者安全法制定。そして本年、食品衛生法が大幅改正となった。

食品安全基本法の基本理念は、第一に国民の健康保護。さらに食品供給工程の各段階における適切な措置、国民の健康への悪影響の未然防止がある。リスク管理については厚労省、農水省、環境省、消費者庁の4省庁が分担し管轄。この「やくせり」窒息死事件では、このように管轄は厚労省だが、消費者安全法を背景に消費者庁が強い要請を行った例がある。15年施行の食品表示法では、安全性確保のための表示、原産地表示等の自主的・合理的選択確保のための表示を義務づけている。本年の食品衛生法改正では、広域的な食中毒事案への対策強化、国際的な安全設置・消費者安全法制定。そして本年、食品衛生法が大幅改正となった。

パネルディスカッション・セッションII

消費者保護法の立場からの政策提言

松本 食の安全の問題は食の供給の問題が中心で、北海道胆振東部地震の際、東京都が北海道の要請に応じて乳用液体ミルクを送ったことがきっかけで注目を集めた。消費者が「使用注意」という言葉をつけて被災地に送ったことが原因だといわれているが、リスクコミュニケーションと消費者教育の問題もあると感じている。

宗林 消費者の関心は、食品の安全安心にある。食中毒などの食品被害は年々増加している。中国からの輸入冷凍ヨーグルト事件、冷凍食品の農薬混入事件等を背景に、フードディフェンスへの関心も高まっている。

一方、使用に注意が必要な健康食品も人気が高い。事業者は、消費者のリスクや情報共有を、消費者のリテラシーを高める努力が必要である。

林 食品安全の基本は事業者だ。企業のコンプライアンスを軸に、消費者、投資者も含めた三方良のコミュニケーションを推進できるのではないかと。コンプライアンスの具現化である。

黒川 食品事故の際、フードチェーンが記録されていれば、適正に汚染食品を流通過程から排除・回収することができ、フードチェーンの可視化が食品の安全性を高め、事業者の評価も上がる。農場から食卓までのフードチェーンを透明化して利用できるようにしたい。

滝沢 消費者、法律などの立場から意見をうかがった。多様なメンバーの議論に意味がある。

田中 日本ではリスク評価と管理を分ける分離型を採用しているが、評価を行う専門家の中立的な立場については外部からの監視が重要。食品安全委員会は独自の調査研究機能を強化する必要がある。

高橋 食品防衛は米国テロ事件後に食品安全強化法等によって確立。意図的混入防止のために食品防衛計画の作成義務等がある。日本国内では食品安全は公益性、防衛は公益性という見解がある。日本でも将来は生産工程管理の視点に意図的混入を含める対策の検討が必要。

田中 食品表示に関しては主要な法律が7つあり、規制の重複が見られる。例えば原産地表示については、条文上、消費者の健康よりも生産者の経済的利益が重要な法益と位置づけられており、見直しが必要だ。

高橋 原子力と食品には違いもあるが、更なる組織改革の中でノリターン・ルールは有効だろう。農水省の規制と推進の分離の状況は検証が必要だ。

田中 行政と民間、地方と国の役割分担はどうか。

高橋 食品市場は巨大で監視コストは大きい。民間認証を利用すべきだ。地方の負担増も課題になる。

下山 食のグローバル化対応は主に国の役割だが、地域特性を活かす国内基準も重要だ。

田中 食品防衛ではどうか。

高橋 制度強化が難しい現時点では事業者の自主的取り組みに頼る部分が多い。民間の取り組みに加えて国の規制・介入は今後の課題として検討すべき。

田中 日本ではリスク評価と管理を分ける分離型を採用しているが、評価を行う専門家の中立的な立場については外部からの監視が重要。食品安全委員会は独自の調査研究機能を強化する必要がある。

高橋 食品防衛は米国テロ事件後に食品安全強化法等によって確立。意図的混入防止のために食品防衛計画の作成義務等がある。日本国内では食品安全は公益性、防衛は公益性という見解がある。日本でも将来は生産工程管理の視点に意図的混入を含める対策の検討が必要。

田中 食品表示に関しては主要な法律が7つあり、規制の重複が見られる。例えば原産地表示については、条文上、消費者の健康よりも生産者の経済的利益が重要な法益と位置づけられており、見直しが必要だ。

高橋 原子力と食品には違いもあるが、更なる組織改革の中でノリターン・ルールは有効だろう。農水省の規制と推進の分離の状況は検証が必要だ。

田中 行政と民間、地方と国の役割分担はどうか。

高橋 食品市場は巨大で監視コストは大きい。民間認証を利用すべきだ。地方の負担増も課題になる。

下山 食のグローバル化対応は主に国の役割だが、地域特性を活かす国内基準も重要だ。

田中 食品防衛ではどうか。

高橋 制度強化が難しい現時点では事業者の自主的取り組みに頼る部分が多い。民間の取り組みに加えて国の規制・介入は今後の課題として検討すべき。

田中 日本ではリスク評価と管理を分ける分離型を採用しているが、評価を行う専門家の中立的な立場については外部からの監視が重要。食品安全委員会は独自の調査研究機能を強化する必要がある。

高橋 食品防衛は米国テロ事件後に食品安全強化法等によって確立。意図的混入防止のために食品防衛計画の作成義務等がある。日本国内では食品安全は公益性、防衛は公益性という見解がある。日本でも将来は生産工程管理の視点に意図的混入を含める対策の検討が必要。

田中 食品表示に関しては主要な法律が7つあり、規制の重複が見られる。例えば原産地表示については、条文上、消費者の健康よりも生産者の経済的利益が重要な法益と位置づけられており、見直しが必要だ。

高橋 原子力と食品には違いもあるが、更なる組織改革の中でノリターン・ルールは有効だろう。農水省の規制と推進の分離の状況は検証が必要だ。

田中 行政と民間、地方と国の役割分担はどうか。

高橋 食品市場は巨大で監視コストは大きい。民間認証を利用すべきだ。地方の負担増も課題になる。

下山 食のグローバル化対応は主に国の役割だが、地域特性を活かす国内基準も重要だ。

田中 食品防衛ではどうか。

高橋 制度強化が難しい現時点では事業者の自主的取り組みに頼る部分が多い。民間の取り組みに加えて国の規制・介入は今後の課題として検討すべき。

基調講演II

食品安全法制プロジェクトについて



「食の安全のための行政的介入」

一市場の巨大な複雑な「フードロバ」化、地域「ブランド化」等の課題がある。介入の制度の整備・改革提言はこれらの視点からの考察が不可欠になる。まず生産工程と認証がある。生産工程管理と認証には、予防的視点を含めた生産のトータルな管理、業種・事業規模に左右されない領域横断的な性格、行政リソースの限界の克服などが求められる。また事業者の自己管理を監視する「ソフト」の態勢もあるため、民間認証の法制度上の正式な位置づけ、食品衛生推進員等の民間人材の活用も必要だ。グローバル認証基準との共通化の遅れも課題となる。その他にバイオテロ防止のための「食品防衛」、食品の移動を把握する「食品トレーサビリティ」、「食品表示規制」、「リスク評価・管理」、「国・地方との関係」、「司法的介入としての差止訴訟」、「企業統治の確保」の観点から提言を行っている。被害発生後の刑事罰と民事的救済では、ベトナム・食品安全法に見られる刑事罰の多用と対象拡大は評価できるが、食品安全領域の起訴人数は廃棄物処理法等と比べて少数。略式手続は広く正式裁判での刑の言渡しもなく正式裁判での刑の言渡しも行われていない。消費者裁判手続特例法に関しては、不当利益剥奪のための団体訴訟制度創設等の政策提言を行った。

パネルディスカッション・セッションIII

刑事法の立場からの政策提言

重罰化より予防の重視を

田中 日本は食品安全関連犯罪は、多くの法律に分散して規定されている。食品の危険性が高い行為は悪質であるという整理が行われているが、刑法犯や経済犯と比べると比較的小さい法定刑にとまっている。

青木 検察統計によれば、2016年の公衆衛生関係の起訴人員のうち、食品安全事件は32人。中国では、食品安全犯罪について、すべて刑法に規定されており、犯罪によっては死刑規定もある。メランミン混入ミルク事件では、死刑を言い渡され、執行された。しかし、刑罰が高くなれば食品安全に対する信頼が高くなるわけではないと感じる。

青木 客観的な事実として、韓国・中国は日本よりも厳しい刑罰を設けている。だからといって、日本を同じように重くすることは異論があるだろう。刑事罰は補助的、予防を考えた方がいい。しかし、法人処罰に罰金刑の引き上げは考えにくい。

藤原 韓国の食品安全起訴人員は減少しているが、公判請求人員は増えている。王 刑罰を重くしても犯罪の抑止にはならないのではと。藤原から破産を得た。

パネルディスカッション

消費者保護法の立場からの政策提言

田中 日本ではリスク評価と管理を分ける分離型を採用しているが、評価を行う専門家の中立的な立場については外部からの監視が重要。食品安全委員会は独自の調査研究機能を強化する必要がある。

高橋 食品防衛は米国テロ事件後に食品安全強化法等によって確立。意図的混入防止のために食品防衛計画の作成義務等がある。日本国内では食品安全は公益性、防衛は公益性という見解がある。日本でも将来は生産工程管理の視点に意図的混入を含める対策の検討が必要。

田中 食品表示に関しては主要な法律が7つあり、規制の重複が見られる。例えば原産地表示については、条文上、消費者の健康よりも生産者の経済的利益が重要な法益と位置づけられており、見直しが必要だ。

高橋 原子力と食品には違いもあるが、更なる組織改革の中でノリターン・ルールは有効だろう。農水省の規制と推進の分離の状況は検証が必要だ。

田中 行政と民間、地方と国の役割分担はどうか。

高橋 食品市場は巨大で監視コストは大きい。民間認証を利用すべきだ。地方の負担増も課題になる。

下山 食のグローバル化対応は主に国の役割だが、地域特性を活かす国内基準も重要だ。

田中 食品防衛ではどうか。

高橋 制度強化が難しい現時点では事業者の自主的取り組みに頼る部分が多い。民間の取り組みに加えて国の規制・介入は今後の課題として検討すべき。

田中 日本ではリスク評価と管理を分ける分離型を採用しているが、評価を行う専門家の中立的な立場については外部からの監視が重要。食品安全委員会は独自の調査研究機能を強化する必要がある。

高橋 食品防衛は米国テロ事件後に食品安全強化法等によって確立。意図的混入防止のために食品防衛計画の作成義務等がある。日本国内では食品安全は公益性、防衛は公益性という見解がある。日本でも将来は生産工程管理の視点に意図的混入を含める対策の検討が必要。

田中 食品表示に関しては主要な法律が7つあり、規制の重複が見られる。例えば原産地表示については、条文上、消費者の健康よりも生産者の経済的利益が重要な法益と位置づけられており、見直しが必要だ。

高橋 原子力と食品には違いもあるが、更なる組織改革の中でノリターン・ルールは有効だろう。農水省の規制と推進の分離の状況は検証が必要だ。

田中 行政と民間、地方と国の役割分担はどうか。

高橋 食品市場は巨大で監視コストは大きい。民間認証を利用すべきだ。地方の負担増も課題になる。

下山 食のグローバル化対応は主に国の役割だが、地域特性を活かす国内基準も重要だ。

田中 食品防衛ではどうか。

高橋 制度強化が難しい現時点では事業者の自主的取り組みに頼る部分が多い。民間の取り組みに加えて国の規制・介入は今後の課題として検討すべき。

田中 日本ではリスク評価と管理を分ける分離型を採用しているが、評価を行う専門家の中立的な立場については外部からの監視が重要。食品安全委員会は独自の調査研究機能を強化する必要がある。

高橋 食品防衛は米国テロ事件後に食品安全強化法等によって確立。意図的混入防止のために食品防衛計画の作成義務等がある。日本国内では食品安全は公益性、防衛は公益性という見解がある。日本でも将来は生産工程管理の視点に意図的混入を含める対策の検討が必要。

田中 食品表示に関しては主要な法律が7つあり、規制の重複が見られる。例えば原産地表示については、条文上、消費者の健康よりも生産者の経済的利益が重要な法益と位置づけられており、見直しが必要だ。

高橋 原子力と食品には違いもあるが、更なる組織改革の中でノリターン・ルールは有効だろう。農水省の規制と推進の分離の状況は検証が必要だ。

田中 行政と民間、地方と国の役割分担はどうか。

高橋 食品市場は巨大で監視コストは大きい。民間認証を利用すべきだ。地方の負担増も課題になる。

下山 食のグローバル化対応は主に国の役割だが、地域特性を活かす国内基準も重要だ。

田中 食品防衛ではどうか。

高橋 制度強化が難しい現時点では事業者の自主的取り組みに頼る部分が多い。民間の取り組みに加えて国の規制・介入は今後の課題として検討すべき。

田中 日本ではリスク評価と管理を分ける分離型を採用しているが、評価を行う専門家の中立的な立場については外部からの監視が重要。食品安全委員会は独自の調査研究機能を強化する必要がある。

高橋 食品防衛は米国テロ事件後に食品安全強化法等によって確立。意図的混入防止のために食品防衛計画の作成義務等がある。日本国内では食品安全は公益性、防衛は公益性という見解がある。日本でも将来は生産工程管理の視点に意図的混入を含める対策の検討が必要。

田中 食品表示に関しては主要な法律が7つあり、規制の重複が見られる。例えば原産地表示については、条文上、消費者の健康よりも生産者の経済的利益が重要な法益と位置づけられており、見直しが必要だ。

高橋 原子力と食品には違いもあるが、更なる組織改革の中でノリターン・ルールは有効だろう。農水省の規制と推進の分離の状況は検証が必要だ。

田中 行政と民間、地方と国の役割分担はどうか。

高橋 食品市場は巨大で監視コストは大きい。民間認証を利用すべきだ。地方の負担増も課題になる。

下山 食のグローバル化対応は主に国の役割だが、地域特性を活かす国内基準も重要だ。

田中 食品防衛ではどうか。

高橋 制度強化が難しい現時点では事業者の自主的取り組みに頼る部分が多い。民間の取り組みに加えて国の規制・介入は今後の課題として検討すべき。

主催：一橋大学大学院法学研究科 共催：日中韓食品安全法制研究プロジェクト日本研究グループ 助成：科学研究費助成事業基盤研究(B)

※次回の第4回一橋大学政策フォーラムは平成30年11月11日(日)「何(誰)のための社会進歩か?一福祉国家の再構築」をテーマに一橋講堂にて開催予定です。続く、第5回一橋大学政策フォーラムは平成30年12月3日(月)「日本経済の構造変化と非伝統的金融政策」をテーマに一橋講堂中会議場にて開催予定です。詳しくは、一橋大学政策フォーラムHPをご覧ください。http://www.hit-u.ac.jp/kenkyu/project/forum.html

広告